

住民届出・証明

住民登録・戸籍届出

問 住民課 住民環境室 ☎26-2244

住民登録に関する届出

住民登録によって、住民基本台帳が作られます。この台帳は、選挙権や学校の転入学、運転免許の取得といった、手続きなどの基本となるものです。住所や世帯を変更したいときには、必ず本人または同じ世帯の人が届出をしてください。

届出種別	届出期間	届出人	持参するもの
転入届	住所を定めた日から14日以内	本人または同じ世帯になる人	・転出証明書 ・本人確認書類※ ・マイナンバーカード(所持者) ・在留カード(外国人住民)
転居届	住所を定めた日から14日以内	本人または同じ世帯の人	・本人確認書類※ ・マイナンバーカード(所持者) ・在留カード(外国人住民)
転出届	転出予定日までに	本人または同じ世帯の人	・本人確認書類※ ・マイナンバーカード(所持者) ・印鑑登録証(登録者) ・在留カード(外国人住民)
世帯主変更届	変更した日から14日以内		・本人確認書類※
世帯分離届			
世帯合併届			

※届出の際に、本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)を必ず提示していただきます。

※上記届出人以外の人からの届出は、「委任状」が必要です。届出の際には、運転免許証などで本人確認をさせていただきます。

※その他、住所変更に伴う手続きがあります。各担当にお問い合わせください。

広告

はんこの専門店 井上印房

印章全般
・実印
・銀行印
・認印
・法人印
ゴム印
シャチハタ

おかげさまで 渋谷市渋谷2431-56(四ツ角北)
創業130年 ☎0279-22-1216



戸籍の届出

届出種別	届出人および届出期間	持参するもの
出生届	父または母 ・届出期間:出生の日から14日以内	・出生届(出生証明書) ・母子健康手帳
婚姻届	婚姻する2人	・婚姻届(証人2人の署名のもの) ・本人確認書類
離婚届	夫と妻 ・届出期間:裁判離婚の場合は、裁判確定の日から10日以内	・離婚届(証人2人の署名のもの[裁判離婚の場合、証人は不要]) ・本人確認書類 ・裁判離婚のときは、調停調書または審判書の謄本など
死亡届	親族、同居者、家主の順 ・届出期間:死亡の事実を知った日から7日以内	・死亡届(死亡診断書)
転籍届	戸籍筆頭者および配偶者	・転籍届

※婚姻・離婚・養子縁組・養子離縁・認知届を出す時は、窓口に来た人の本人確認が必要です。写真付きの本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど)の提示により確認を行います。

※その他の届出については、住民環境室へお問い合わせください。

住民票・戸籍などの証明

住民基本台帳の証明

- ・請求の際、窓口に来た人に本人確認をマイナンバーカード、運転免許証、パスポートなどでさせていただきます。
- ・本人、世帯員以外は、委任状が必要です。
- ・住民票コードやマイナンバー入りの住民票が必要な場合は窓口にお申し出ください。ただし、本人および世帯員からの請求のみ交付することができます。また、提出先や使用目的を聞き取りさせていただく場合があります。

種類	手数料(1通)	備考
住民票謄本(世帯員全員のもの)	300円	住民票に記載されている全部の人を写したもの
住民票抄本(個人のもの)		住民票に記載されている一部の人を写したもの
住民票除票(個人のもの)		除かれた住民票に記載されている一部の人を写したもの
住民票記載事項証明書		住民票に記載されている内容についての証明

戸籍などの証明

- ・本籍地のある市町村で発行します。なお、本人、配偶者、直系尊属、直系卑属の下記の表※印の証明書は本籍地以外の市町村でも請求できます。(コンピュータ化されていない証明書は請求できません。)
- ・請求の際、窓口に来た人の本人確認をマイナンバーカード、運転免許証、パスポートなどでさせていただきます。
- ・他の人の戸籍は、正当な理由がない場合、請求できません。

種類	手数料(1通)
戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)※	450円
戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)	
除籍全部事項証明書(除籍謄本)※	750円
除籍個人事項証明書(除籍抄本)	
改製原戸籍謄(抄)本※謄本のみ	
戸籍附票謄(抄)本	300円
身分証明書	
届出書の受理証明書	350円
届出書の記載事項証明書	

印鑑登録

町に住民登録されている人は、印鑑を登録することができます。ただし、15歳未満または意思能力を有しない人は登録できません。なお、登録の際、代理人に依頼したときや本人確認の書類として、マイナンバーカードや運転免許証など写真付きの官公署が発行した証明書をお持ちでなく、保証人もいない場合は、本人の登録意思を確認するために、登録する本人の自宅に照会書を郵送しますので、印鑑登録証の即日発行はできません。

必要なもの

本人が窓口で申請する場合	・登録する印鑑 ・写真付きの本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど) ・写真付きの本人確認書類がない人は、保証人と保証人の実印・印鑑登録証・本人確認書類 ※保証人になる人は、吉岡町に住民登録をしてあり、かつ、印鑑登録をしてある人
代理人が申請する場合 (※即日発行はできません)	・登録する印鑑 ・代理人選任届 ・代理人の本人確認できるもの

登録できない印鑑

- ・直径が8mm以下または25mm以上のもの
- ・同じ世帯で同一の印影がすでに登録してあるもの
- ・ゴム印や印影の変化しやすいもの(欠けている印鑑)
- ・印影が鮮明でないもの
- ・その他登録を受けようとする印鑑として適当でないもの

印鑑登録証明書

必ず印鑑登録証(カード)を添えて、申請書に必要事項を記入してください。代理人が申請する場合でも委任状は必要ありません。

なお、手数料として、印鑑登録(カード発行)・証明書発行(1通)ともに、300円がかかります。

※マイナンバーカードを利用してコンビニエンスストアなどで住民票の写し(交付できないものもあります)、印鑑登録証明書を取得できます。詳しくは町ホームページをご覧ください。



住民届出・証明

外国人住民制度

外国人住民制度のご案内

住民基本台帳法の一部を改正する法律(平成24年7月9日施行)により、外国人登録制度は廃止され、外国人住民の人についても日本人と同様に住民基本台帳の適用対象になりました。これにより外国人住民の人でも日本人と同じように住民票の写しが発行できます。

外国人住民の人も住所変更届が必要

- ・住所変更が生じた場合、その日から14日以内に在留カードまたは特別永住者証明書、もしくはみなし在留カード・みなし特別永住者証明書(旧外国人登録証明書)を持参のうえ、転入・転居・転出の届出をしなければなりません。
- ・町外へ住所を変更するときは、住民環境室に届出し、転出証明書の交付を受けてから、新しい住所地の市役所・町役場などに転入の届出をしてください。
- ・本国に帰国するときや、長期間日本を離れるときは、再入国許可を受けている場合であっても、原則として転出の届出が必要です。在留資格や在留期間、氏名、国籍などの変更については、住民環境室に届出をする必要はありません。

住民基本台帳法の対象者となる外国人住民の人

- ・短期滞在者、在留資格なしの外国人を除く中長期在留者
- ・特別永住者
- ・一時庇護許可者または仮滞在許可者
- ・出生による経過滞在者または国籍喪失による経過滞在者

※3カ月以下の在留期間が決定された人、在留資格が短期滞在の人、法施行時に在留資格がない人は、住民票が作成されません。

パスポート(旅券)手続き

問 住民課 住民環境室 ☎26-2244

パスポートの申請と交付

毎週月～金曜日(開庁日を除く)

- ・申請:9:00～16:30
- ・交付:8:30～17:15 ※受け付けは17:00まで

吉岡町役場で申請できる人

- ・原則として、吉岡町に住民登録をしている人(一定条件に該当する居所申請を除く)。

申請の手続きに必要なもの

- ・戸籍全部事項証明書(申請日から6カ月以内に発行されたもの)
※窓口で取得できます。
※有効期間内に旅券を切り替える場合で、氏名、本籍の都道府県名、性別および生年月日に変更がない場合は省略できます。
- ・写真は、「縦45mm×横35mm」1枚。写真の規格が厳格に決められているため、写真専門店での撮影をお勧めします。
- ・本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証など)
- ・パスポートをお持ちの人は、前回取得したパスポートを必ず申請時にお持ちください。
- ・パスポートの受け取りは、年齢に関係なく申請者本人が申請した窓口に来る必要があります。

各種相談事業

問 総務課 人事行政室(行政相談)	☎26-2240
健康福祉課 福祉室(人権相談)	☎26-2246
社会福祉協議会(法律相談)	☎54-3930
隣保館(法律相談)	☎54-4692

各種相談事業

各種相談を定期的に開催しています。相談は無料で、秘密は厳守します。

相談内容	主な内容	相談場所・日時
法律相談	相談や金融問題など、法律に関するさまざまな問題について、群馬弁護士会の弁護士が対応します。 ※要予約	・老人福祉センター 毎月第2木曜日 13:30～16:00 ・隣保館 毎月第4木曜日 19:00～
人権相談	法務大臣の委嘱を受けた民間の有識者「人権擁護委員」が、いじめ、体罰、性別などでの差別、家庭内や近隣とのめめごとなど、人権問題について相談に応じます。	老人福祉センター 毎月第2木曜日 13:30～15:30
行政相談	総務大臣から委嘱を受けた民間の有識者「行政相談委員」が国の行政活動全般に関する苦情や意見、要望を聞き、問題解決のお手伝いをします。どこに相談したらよいかわからない問題も、お気軽にご相談ください。	

※相談日の詳細は、毎月発行している「広報よしおか」でご確認ください。

広 告

廣瀬法律事務所

弁護士 廣瀬 淳(群馬弁護士会所属)

早期の相談が問題解決の近道です

離婚 相続 交通事故
債務 不動産 刑事事件

営業時間 平日9:30～17:00
法律相談料 30分5500円(個人)

〒377-0007
渋川市石原13番地3 アベニュー南波2階

TEL 0279-30-0070
FAX 0279-30-0071